

京都総合法律事務所メールマガジン 2023年8月号

京都総合法律事務所の野崎隆史です。

ノザキと言えば、日曜劇場「VIVANT」の警視庁公安部外事第4課の野崎守（演：阿部寛さん）ですね。

第7話も衝撃の展開で毎回1時間があったという間です。

「鶏群の一鶴 眼光紙背に徹す」

こんな難しい日本語、初めて目にしました（勉強不足）。

野崎守はこれから何を見抜いていくのでしょうか。次回が待ち遠しいですね。

当事務所の労務チームリーダーである伊山正和弁護士の新刊、好評発売中です。

ポイント解決！そこが知りたい労務相談

30の悩みをずばり解決！（経営書院）

1日1つずつ読めば30日でイカンジの労務担当になれると思います。

私の労務能力もワンランクアップしました！

★書籍の見どころ★

経営者の立場から労働実務上生じがちな典型的な「課題」をピックアップして30の具体的な質問にQ&A形式で解説

https://www.amazon.co.jp/dp/4863263600?ref_=cm_sw_r_apan_dp_7DB1FMRFJ91WEQ9Y7A4F

それでは、今月のメルマガを始めます。このメルマガは無断転送大歓迎です！

<目次>

- 【1】皆様への情報提供
- 【2】当事務所のサービス案内

- 【3】セミナー情報
- 【4】ニュースレター案内
- 【5】編集後記

-
- 【1】皆様への情報提供
-

★セミナー★

【2023年8月31日（木）14時～15時30分・オンライン】

テーマ：定年後再雇用の労働条件設計

担当：弁護士 伊山正和

会場：オンライン（Zoom）

参加費：無料

申込先：<https://media.gozal.cc/posts/JStAH9py>

<リンク先の「概要」から転載>

定年後再雇用時の労働条件は、現役時から変更されることが少なくありません。特に賃金について、はたして減額が認められるのか、もし減額する場合、その根拠はどのように考えておくべきでしょうか。この問題に関連する裁判判例として令和5年7月20日に最高裁判例（名古屋自動車学校事件）が出されました。

今回は、労働問題の対策・対応に詳しい京都総合法律事務所の弁護士 伊山 正和さまを講師でお招きして、今回の裁判判例から考えられる定年後再雇用の労働条件を設計する際のポイント・注意点について徹底解説していただきます。

【2023年10月19日（木）10時30分～11時30分・リアル】

テーマ：法務デュー・デリジェンスの実務（仮）

担当：弁護士 野崎隆史

会場：ホテルオークラ京都 会議室

参加費：2000円（税込）

※顧問先様・各種サポートプランご契約の事務所様は無料です。

申込先：<https://kyotosogo-law.com/inform/>

◆労務◆

【令和5年7月20日最高裁判例（名古屋自動車学校事件）の解説動画】

同一労働同一賃金（均衡均等待遇）に関する注目の最高裁判例については、伊山弁護士による解説動画を見ていただき、最高裁判例を踏まえた実践として8/31のセミナーに進んでいただくのがお勧めです。

https://www.youtube.com/watch?v=NvU_3lEmCuM

【弁護士リチャードソン】

弁護士リチャードソンこと伊山弁護士のポストの中から、私がセレクトした超有益ポストを3つご紹介します。

https://twitter.com/richaso_law

<事業場外みなし労働時間の適用が否定された裁判例>

外勤の皆さま方を中心に、労働時間を算定し難い場合に対して、「事業場外みなし労働時間」という仕組みがあるわけですが(労基法38条の2)、このIT化時代、外勤の方でも労働時間を把握する仕組みは導入できるということで、現に導入したならば、適用不可とした裁判例も出ております(東京高判R4.11.16)。

<ハラスメント対応のイロハ>

ハラスメント事案が裁判所案件になる際、何十個もの主張があるならば、

- ①いつ
- ②誰が誰に
- ③何をしたか
- ④その証拠
- ⑤それに対する会社の主張

⑥その証拠

あたりを別紙で一覧表にできるよう、みんなで工夫することが、みんなのためになりま
すので、みんなで頑張りましょう。

いや、本当に。

<退職後の競業避止義務違反>

退職後の競業避止義務を法的にしっかり課するのは結構難しいのですが、在職時は労働契
約の付随義務として当たり前で、例えば「やる気満々」で在職時から動き出し、退職後
にちゃっかりお客を持って行った、という場合には、そのお客に対する収益相当分の損
害賠償請求が立つこともです(東京地判 R4.11.25)。

【ハラスメント対応】

年々増加するハラスメント対応のためには、

- ① ハラスメント申告についての社内規程の整備
- ② ハラスメント申告があった場合の事実の調査
- ③ 事実の調査に基づく会社としての判断
- ④ 会社の判断に従った当事者への対応

が漏れなく行われなければなりません。

「ハラスメントを受けています！」そのとき会社がやるべきこと、やってはいけない
ことを伊山弁護士が解説しました。

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=984>

【払っていたはずの残業代が未払いになる?!】

残業代の支払い方法に「工夫」している場合こそ要注意です。

こんな「工夫」に心当たりありませんか。

- ・管理職に残業代を支払わない
- ・「〇〇手当」として固定額で残業代を支払っている
- ・出退勤を従業員任せにしている

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=1008>

◆フリーランス保護法◆

【新法の成立】

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2023年5月12日に公布され、2024年秋頃までに施行される予定です。

発注事業者の状況に応じて次のような義務が課されます。

- ① 取引条件の明示
- ② 60日以内の報酬支払
- ③ 禁止事項の法定
- ④ 募集情報の的確表示
- ⑤ 育児介護等と義務の両立に対する配慮
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備
- ⑦ 中途解除等の30日前予告

詳細は公正取引委員会の資料をご覧ください。

<https://www.jftc.go.jp/file/flreaflet.pdf>

◆コーポレートガバナンス◆

【公益通報者保護制度】

消費者庁が、ビッグモーターに対し、公益通報者保護法に基づく報告を求めました。内部通報体制が未整備であったとのことでした。

2022年6月1日に施行された「公益通報者保護法の一部を改正する法律」では、従業員数が301名以上の事業者に対して「公益通報対応業務従事者の設置」および「必要な体制の整備その他の必要な措置」という2つの取り組みが義務化。措置義務に違反した事業者は、刑事罰・行政罰・行政処分の対象となり、従業員数300名以下の事業者についても努力義務となっています。

当事務所の公益通報窓口も多くの企業・団体様にご活用いただいております。

[https://kyotosogo-](https://kyotosogo-law.com/)

[law.com/%E3%80%8C%E3%83%8F%E3%83%A9%E3%82%B9%E3%83%A1%E3%83%B3%E](https://kyotosogo-law.com/%E3%80%8C%E3%83%8F%E3%83%A9%E3%82%B9%E3%83%A1%E3%83%B3%E)

[3%83%88%E5%A4%96%E9%83%A8%E9%80%9A%E5%A0%B1%E7%AA%93%E5%8F%A3%](https://kyotosogo-law.com/%E3%83%88%E5%A4%96%E9%83%A8%E9%80%9A%E5%A0%B1%E7%AA%93%E5%8F%A3%)

[E3%80%8D%E3%82%B5%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%88%E3%83%97%E3%83%A9%E3%83%B3/](https://kyotosogo-law.com/%E3%80%8D%E3%82%B5%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%88%E3%83%97%E3%83%A9%E3%83%B3/)

◆AI◆

【AI と著作権】

文化庁が、「AI と著作権に関する論点整理について」を公表しました。

AI 生成物の類似性・依拠性について、これまでの裁判例を踏まえ、

「従来の考え方に照らして AI 生成物に依拠性ありと考えられる例」と「AI 生成物の依拠性について新たに検討が必要と考えられる例」が次のとおり整理されています。

前者「従来の考え方に照らして AI 生成物に依拠性ありと考えられる例」について

- ・ AI 利用者が既存の著作物（その表現内容）を認識しており、AI を利用してこれと創作的表現が共通したものを生成させた場合

(例) AI 利用者が、「Image to Image (i2i)」で既存著作物を AI に入力し、これと創作的表現が共通したものを生成させた場合

⇒AI 利用者が生成時に既存の著作物の表現内容を知っていることから、従来の考え方に照らせば、依拠性ありと考えてよいのではないか

後者「AI 生成物の依拠性について新たに検討が必要と考えられる例」について

- ・ AI が既存の著作物に類似したものを生成したが、AI 利用者は当該既存の著作物（その表現内容）を知らなかった場合

⇒AI 利用者が当該既存の著作物を知らないことのみをもって、依拠性が否定されるか

⇒AI 利用者が当該既存の著作物を知らなくとも、依拠性が認められる場合があるのではないか

《依拠性が認められる場合に当たるか今後検討することが考えられる例》

- ① AI が当該既存の著作物を学習に用いていた場合
(⇒学習に用いてすらいない場合は、依拠性なしと考えてよいか)
- ② AI が当該既存の著作物を学習に用いたことに加えて、当該既存の著作物をそのまま生成するような状態になっていた場合

(⇒AI が特定の作品（既存の著作物）群を集中的に学習していた場合は、②の判断に影響するか)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoseido/r05_01/pdf/93918801_03.pdf

◆知的財産◆

【著作権侵害】

新聞記事の著作物性に関する注目の裁判例（つくばエクスプレス事件）を弁護士小山田桃々子が解説しました。

<https://kyotosogo-law.com/post-4875/>

【意匠権】

特許庁が、意匠制度の活用方法が4コマ漫画で分かるガイドブック「みんなの意匠権 十人十色のつかいかた」を発行しました。模倣品対策、ブランド力向上、技術保護、信頼獲得等にスポットを当てた意匠制度活用の具体例が豊富に紹介されています。

https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/minnano_ishoken.html

【知的財産権制度入門テキスト】

特許庁が、2023年度知的財産権制度入門テキストを更新しました。

各権利の概要や申請書の様式まで掲載されており、大変有益です。

https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/2023_nyumon.html

◆ホテル業・観光業◆

【改正旅館業法】

令和5年6月7日に改正旅館業法が可決、成立し、同月14日公布されました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/kentoukai_shiryou_dai6kai_00006.html

この改正旅館業法で画期的なのは、いわゆるカスタマーハラスメントに対する対応として、迷惑客の宿泊を拒む根拠規定が定められたことです。

改正旅館業法について、弁護士前田宏樹が解説しました。

<https://kyotosogo-law.com/post-4884/>

◆広告規制◆

【優良誤認表示・有利誤認表示（6346万円の課徴金納付命令）】

「オンライン家庭教師で利用者満足度 No.1」等の No.1 表示を合理的な根拠なく行ったことについて優良誤認表示として、返金保証制度・成績保証制度について申込期限があるかのように表示したことについて有利誤認表示として措置命令を受けていたケースに対し、6346万円の課徴金納付命令が発出されました。

【優良誤認表示（2464万円の課徴金納付命令）】

「養力珪素」と称する食品について、「いろいろなお悩みに働きかける珪素のスゴイところ」、「★血液サラサラ コップ一杯の水に10滴程度入れ飲んで下さい（1日に5杯以上）」、「飲用前の血液 ▶15分後 飲用後の血液」との記載と共に、血液の状態を比較した画像、「★高血圧と血糖値が高い方へ 珪素の結晶体は優れた浸透性と浄化作用で中性脂肪を分解する力が強く、血管壁に付着したコレステロールや過酸化脂質を取り除き血管を強くします。」等の広告表示を合理的な根拠なく行ったことについて優良誤認表示として措置命令を受けていたケースに対し、2464万円の課徴金納付命令が発出されました。

【ステルスマーケティング】

2023年10月1日からステマ表示が規制対象となります。ご準備は万全でしょうか？
運用基準では、OKな例として、

- ・「広告」、「宣伝」、「プロモーション」、「PR」といった文言による表示を行う場合（ただし、これらの文言を使用していたとしても、表示内容全体から一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭となっていると認められない場合は規制対象となるため、これらの文言があれば大丈夫というものではないことに注意が必要）。

- ・「A社から商品の提供を受けて投稿している」といったような文章による表示を行う場合
が挙げられています。

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【リーガルサポート】

従来の顧問契約から一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

<https://kyotosogo-law.com/post-3164/>

【契約書サポートプラン】

契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかまでチェックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

<https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/>

【ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口業務を承っており、実績としては、上場企業、大学、病院等があります。

例えば、ハラスメント外部通報窓口業務の実施ステップは次のとおりです。

- ① 「ハラスメント外部通報窓口」として、当事務所の連絡先を社内にて周知
- ② 通報があった場合、貴社ご担当者様にご報告（通報者の意向があれば匿名化処理を行います。）
- ③ ご担当者様と今後の対応についてお打ち合わせ
- ④ 関係者（通報者、対象者、目撃者等）へのヒアリングのサポート又は弁護士による直接対応
- ⑤ ヒアリングを踏まえた報告書の作成

窓口は即日開設することも可能です。

[https://kyotosogo-](https://kyotosogo-law.com/)

[law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/](https://kyotosogo-law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/)

【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。広告チェックの重要性はますます高まっています。

リスクチェックや代替表現まで、広告チェック全般を承ります。

<https://kyotosogo-law.com/advertising/>

【カスハラ・クレームガード】

カスハラは企業を悩ます重大なトラブルの一つであり、現場を疲弊させないためにも比較的早い段階から弁護士に相談し、対応窓口を弁護士とする準備を整えておくことは、効果的な対応策の一つです。

京都総合法律事務所では、「クレームガード」をご準備し、

- ① クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポート
 - ② 担当者が弁護士に相談するための窓口の設置
 - ③ 研修の実施
 - ④ クレーム直接対応
- を行います。

「お客様は神様です」の呪縛から逃れ、会社と従業員を守りましょう。

<https://kyotosogo-law.com/customertrouble/>

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。
- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

御社の課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介します。

<https://kyotosogo-law.com/syagai/>

【3】セミナー情報

【2023年8月31日（木）14時～15時30分・オンライン】

テーマ：定年後再雇用の労働条件設計

担当：弁護士 伊山正和

会場：オンライン（Zoom）

参加費：無料

申込先：<https://media.gozal.cc/posts/JStAH9py>

【2023年10月19日（木）10時30分～11時30分・リアル】

テーマ：法務デュー・デリジェンスの実務（仮）

担当：弁護士 野崎隆史

会場：ホテルオークラ京都 会議室

参加費：2000円（税込）

※顧問先様・各種サポートプランご契約の事務所様は無料です。

申込先：<https://kyotosogo-law.com/inform/>

【4】ニュースレター案内

News Letter vol.14 を発行しました。

- 特集 注意指導のイロハ 問題社員への注意指導は口頭ではなく、このような「書面」で行うことが必要不可欠です。（弁護士 伊山正和）

<https://kyotosogo-law.com/post-4460/>

【5】編集後記

2023年8月号、いかがでしたか？

阪神タイガース。

1985年から18年ぶりに決めた2003年9月15日の星野監督の第一声は「あ～、しんどかった。」でしたね。2005年から18年ぶりのアレに向け、マジックが点灯しようとも、カウントダウンまでは浮かれず騒がず落ち着き、心穏やかに座して待ちましょう。と自分に言い聞かせていますが、やっぱりソワソワしてしまいます。瞑想と腹式呼吸が足りませんね。喝！

F1 は、マックス・フェルスタッペン選手（レッドブル）が、マイアミ→モナコ→スペイン→カナダ→オーストリア→イギリス→ハンガリー→ベルギー→オランダと 9 連勝。13 戦 11 勝となり、勝率は異次元の 84.6%。

ベルギーGP では角田裕毅選手（アルファタウリ）が素晴らしいドライビングで 10 位に入り、オランダ GP でも速さを見せてくれました。オランダ GP では残念ながらレース戦略がうまくいかず、フラストレーションが溜まる展開になってしまいましたが、一流のドライバーですので、それも人生を輝かせるためのエンターテイメントだと切り替えてくれると思います。

それではまた来月！

（弁護士 野崎隆史）

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル 5 階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

知的財産専用ページ

<https://kyotosogo-law.com/intellectual-property-team/>

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com